

好評  
発売中!

全国の書店  
Amazonなどで  
お求めください!



今月号に掲載予定だった「おかげさまで10周年！弊所の歴史(3)」は、紙面の都合により休載となりました。



## ルールが大きく変わる！ 改正貨物自動車運送事業法をチェック！ (改正トラック法)

これまで、貨物自動車運送業では適正な運賃が支払われないといった課題がありました。その主な要因として、多重下請構造や口頭による運送契約の締結などが挙げられます。この問題を解決するため、令和7年4月1日より改正トラック法が施行され、いくつかのルールが変更されます。今回の改正は大きなルール変更となるため、主な改正点を確認していきましょう。

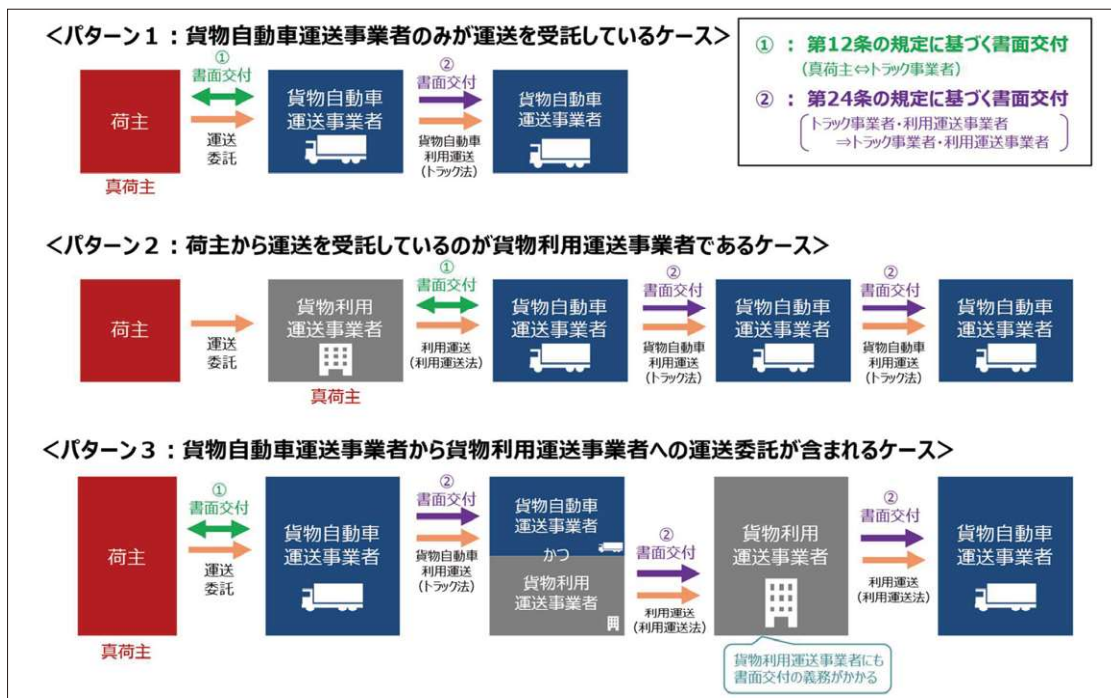
### 改正点1 運送契約締結時等の書面交付義務

#### ■新ルール

運送契約の締結等の際に、提供するサービス内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む）などについて記載した「書面による交付等」が義務付けられます。

口頭での依頼だけではNGなので、依頼時のルールを変える必要があります。

右図の **緑色の矢印** や **紫色の矢印** に関する書面交付が行われているか確認しましょう。



出典：国土交通省「改正貨物自動車運送事業法 Q&A（令和7年1月31日時点）」

#### ■記載事項等

実際の記載事項等は右のとおりです。

書式の形態や様式は問わないため、依頼時のメールやFAXに右の内容を記載しても問題ありません。

対象	①真荷主と貨物自動車運送事業者が運送契約を締結する場合 →上図の <b>緑色の矢印</b> ②貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合（利用運送） →上図の <b>紫色の矢印</b>
記載事項	①運送契約当事者の氏名又は名称及び住所 ②運送の対価 ③運送役務の内容（附帯業務が含まれる場合にはその内容） ④特別に生じる費用（有料道路利用料、燃料サーチャージ等） ⑤料金・運賃の支払い方法 ⑥書面交付年月日
保存期間	書面交付の日から1年間
保存方法	書面・電磁的記録ともに可
行政処分	交付なし5件以下：初違反は警告、再違反は車両停止10日車 交付なし6～15件：初違反は車両停止10日車、再違反は車両停止20日車 交付なし16件以上：初違反は車両停止20日車、再違反は車両停止40日車

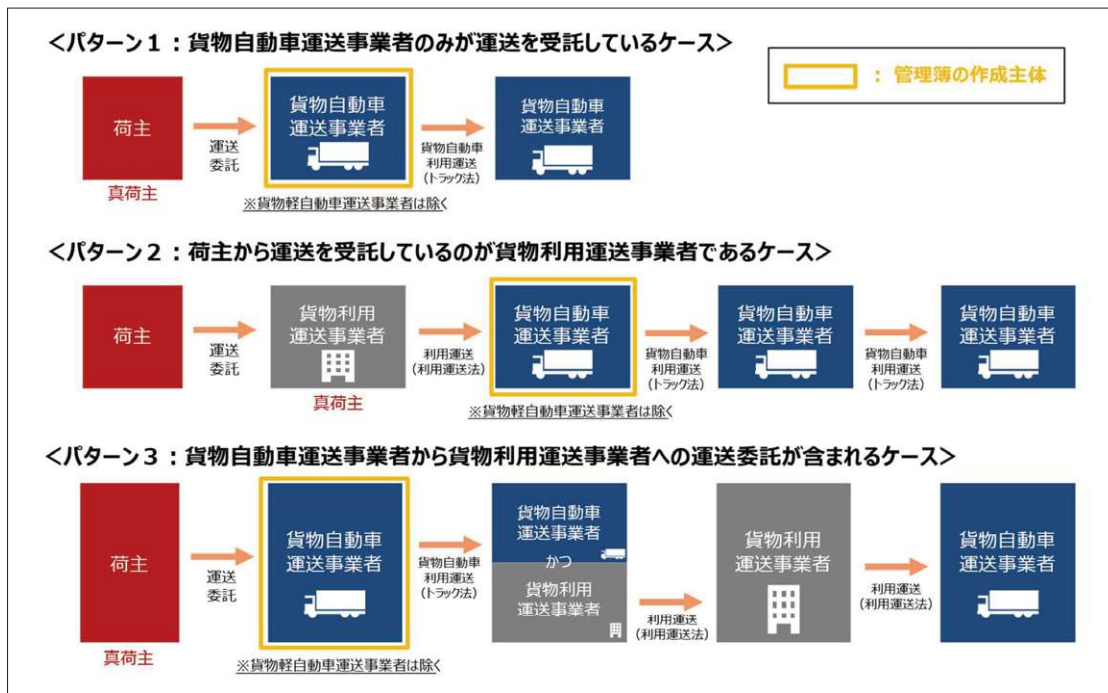
## 改正点2 実運送体制管理簿の作成・保存義務

### ■新ルール

元請が、1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、貨物の運送ごとに「実運送体制管理簿」を作成する必要があります。

右図の**黄色枠**の事業者に作成義務があるので気を付けましょう。

元請以外は作成する必要はありません。また、元請が自社で実運送した場合も不要です。



出典：国土交通省「改正貨物自動車運送事業法 Q&A (令和7年1月31日時点)」

### ■記載事項等

実際の記載事項等は右のとおりです。

たとえば、実運送を3次請けが行う場合を考えてみます。元請は、3次請けの事業者名等を管理簿に記載しなければなりません。

情報取得が困難であると予想されるため、依頼時に情報取得ルートを決めておいた方がよいでしょう。

対象	以下の①～②のいずれにも該当する貨物自動車運送事業者 ①真荷主より輸送依頼を受けた元請の貨物自動車運送事業者 ②1.5トン以上の貨物を輸送するもの 〈特例〉 真荷主と元請の貨物自動車運送事業者の契約書に「元請が実運送を行わない場合には常に同一の事業者が実運送を行う」とする旨が記載されている場合、運送毎に管理簿を作成しないことを認める。 ※上記特例は、下請に利用する運送事業者が常に同一の場合に適用される。ただし、この場合は利用運送を依頼する運送事業者が1社に固定され、かつ当該運送事業者が実運送を確実にすることが求められる。
記載事項	①実運送事業者の名称、②貨物の内容、③運送区間、④請負階層 〈記載例〉
保存期間	貨物の運送が完了した日から、当該契約が満了する日までの期間又は1年間のいずれか長い期間
保存方法	書面・電磁的記録とも可
行政処分	作成自体がない：初違反は車両停止20日車、再違反は車両停止40日車 作成なし5件以下：初違反は警告、再違反は車両停止10日車 作成なし6～15件：初違反は車両停止10日車、再違反は車両停止20日車 作成なし16件以上：初違反は車両停止20日車、再違反は車両停止40日車 記載事項不備：初違反は警告、再違反は車両停止10日車

## 改正点3 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

### ■新ルール

下請事業者への発注適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者には、当該適正化に関する運送利用管理規程の作成や運送利用管理者(責任者)の選任が義務付けられます。

対象	前年度に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が100万トン以上である一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者 ※令和6年度以降に利用運送量が100万トン以上となった場合に義務付けの対象となります
義務内容	①「運送利用管理規程」を作成し、国土交通大臣に届け出る義務 〈記載事項〉 ・健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項 ・健全化措置の内容に関する事項 ・健全化措置の管理体制に関する事項 ・運送利用管理者の選任に関する事項 ②「運送利用管理者」を選任し、国土交通大臣に届け出る義務 〈職務内容〉 ・健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること ・健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること ・実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること
罰則	行政処分の可能性に加え、100万円以下の罰金が科される



改正貨物自動車運送事業法(改正トラック法)に関して、わからないことや困ったことがあればお気軽にご連絡ください。